

委員会提出議案第2号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年 6月10日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 岩 澤 信

提案理由

オンライン会議システムを活用した委員会の会議において表決を行うことができるようにするとともに、会議室に集まって委員会の会議を行う場合において、タブレット端末を用いた電子採決システムにより採決を行うことができるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあっては、この限りでない。</u></p> <p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は<u>挙手(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)</u>をさせ、起立者又は挙手者<u>(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手者)</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者<u>(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手者)</u>の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を採らなければならない。<u>ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあっては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。</u></p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を採る。<u>ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあっては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。</u></p> <p>2 同時に前項本文の<u>記名投票、電子採決シ</u></p>	<p>(不在委員)</p> <p>第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p>(起立又は挙手による表決)</p> <p>第131条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は<u>挙手させ</u>起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第132条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を採る。</p> <p>2 同時に前項の<u>記名投票と無記名投票の要</u></p>

システムによる投票又は無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第133条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(電子採決システムによる投票)

第133条の2 電子採決システムによる投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを、問題の可否を表明しない者は棄権のボタンを押さなければならない。

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第30条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と、第32条第1項中「議場」とあるのは「当該会議」と読み替えるものとする。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣

求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第133条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第134条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第135条 記名投票、又は無記名投票を行なう場合には、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)及び第32条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第137条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣

告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立(オンライン会議システムを活用した会議にあっては、挙手)の方法で表決を採らなければならない。

告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。